

都道府県獣医師（公務員獣医師）人材確保のための 処遇改善対策について

本会では、従来、公務員獣医師の人材確保に取り組んできているところであるが、家畜衛生職員会からの要請を受け、各都道府県知事あて人材確保を図るための処遇対策について次のとおり要請を行った。

24日獣発第192号
平成24年10月11日

全国知事会

会長 山田啓二様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久

都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策について

今日、我が国の社会経済、国民生活を巡る情勢を見ると、食の安全・安心の確保、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病等の人と動物の共通感染症に対する危機管理対策の整備が喫緊の課題とされております。

また、昨年3月11日に発生した東日本大震災と地震に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの人命が犠牲になり、被災された方々は現在も不便な生活を強いられておりますが、同様に多くの動物も犠牲になると同時に、東北地方・関東地方を中心に広範な地域において、酪農業・畜産業を含めた農林水産業は大きな打撃を受け、今なお放射性物質の汚染の問題や風評被害に苦しんでいるところです。さらに、家庭動物も飼い主から離ればなれになる等、大きな被害を受けております。これらの被害からの復興のため、公務員獣医師は、酪農・畜産業の復興や放射性物質汚染の調査のため、さらに家庭動物の保護等にも日夜努力しておりますが、その人員の不足から、復興の遅れを懸念する意見も散見されます。

海外に目を向けますと、一昨年宮崎県下で発生した口蹄疫は、今年になっても中国、台湾、ロシア沿海州地方で発生しており、国内へのウイルス侵入は予断を許しません。高病原性鳥インフルエンザは、中国やベトナムを中心に、東アジア・東南アジア各国で散発的に発生しております。これらの悪性伝染

病が国内に侵入することを水際で防疫する対策等、家畜衛生行政に関わる公務員獣医師は多くの使命を帯びています。

一方、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）」が改正されるなど、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされ、イヌ、ネコ等の小動物が伴侶動物として広く一般家庭に、さらには、人の介護・福祉、学校教育分野への社会参加が進展する中、動物愛護・福祉対策や野生動物保護をはじめとする自然環境保全対策の整備が一層強く求められるなど、獣医師及び動物医療の果たす役割に対する社会的期待が高まってきておりますが、これら、動物衛生、食品衛生、動物愛護・福祉対策の都道府県行政における担い手の中心は公務員獣医師に他なりません。

このような中で、一昨年8月に農林水産省が公表した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」においては、産業動物分野及び公務員分野への新規獣医師の参入の減少を指摘し、産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保対策の必要性を述べています。

公務員獣医師の数的確保が困難な最大の理由は、高度専門技術職としての処遇の確保が図られていないことであり、都道府県の家畜衛生職域に在籍する公務員獣医師により組織される家畜衛生職員会からも、別紙写しのとおり都道府県における獣医師職員の人材確保のための処遇改善について要請を受けたところ です。

本会といたしましても、別紙写しの要請を受け、各都道府県知事に対して公務員獣医師の人材確保を図るための処遇対策の充実について要請を行ったところです。貴職におかれても、諸事情ご賢察のうえ、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

24日獣発第192号
平成24年10月11日

(各都道府県知事 へ)

公益社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久

都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策について

今日、我が国の社会経済、国民生活を巡る情勢をみると、食の安全・安心の確保、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病等の人と動物の共通感染症に対する危機管理対策の整備が喫緊の課題とされております。

また、昨年3月11日に発生した東日本大震災と地震に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの人命が犠牲になり、被災された方々は現在も不便な生活を強いられておりますが、同様に多くの動物も犠牲になると同時に、東北地方・関東地方を中心に広範な地域において、酪農業・畜産を含めた農林水産業は大きな打撃を受け、今なお放射性物質の汚染の問題や風評被害に苦しんでいるところです。さらに、家庭動物も飼い主から離ればなれになる等、大きな被害を受けております。これらの被害からの復興のため、公務員獣医師は、酪農業・畜産の復興や放射性物質汚染の調査のため、さらに家庭動物の保護等にも日夜努力しておりますが、その人員の不足から、復興の遅れを懸念する意見も散見されます。

海外に目を向けますと、一昨年宮崎県下で発生した口蹄疫は、今年になっても中国、台湾、ロシア沿海州地方で発生しており、国内へのウイルス侵入は予断を許しません。高病原性鳥インフルエンザは、中国やベトナムを中心に、東アジア・東南アジア各国で散発的に発生しております。これらの悪性伝染病が国内に侵入することを水際で防疫する対策等、家畜衛生行政に関わる公務員獣医師は多くの使命を帯びています。

一方、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）」が改正されるなど、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされ、イヌ、ネコ等の小動物が伴侶動物として広く一般家庭に、さらには、人の介護・福祉、学校教育分野への社会参加が進展する中、動物愛護・福祉対策や野生動物保護をはじめとする自然環境保全対策の整備が一層強く求められるなど、獣医師及び動物医療の果たす役割に対する社会的期待が高まってきておりますが、これら、動物衛生、食品衛生、動物愛護・福祉対策の都道府県行

政における担い手の中心は公務員獣医師に他なりません。

このような中で、一昨年8月に農林水産省が公表した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」においては、産業動物分野及び公務員分野への新規獣医師の参入の減少を指摘し、産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保対策の必要性を述べています。

公務員獣医師の数的確保が困難な最大の理由は、高度専門技術職としての処遇の確保が図られていないことであり、都道府県の家畜衛生職域に在籍する公務員獣医師により組織される家畜衛生職員会からも、別紙写しのとおり都道府県における獣医師職員の人材確保のための処遇改善について要請を受けたところ です。

つきましては、貴県（都道府）におかれましても、公務員獣医師の人材確保を図るため、公務員獣医師については、6年間の獣医学教育課程を修め、かつ、国家資格を有する高度専門職業人として、処遇対策の充実を図られるよう要請します。

写

24全家衛職第29号
平成24年9月18日

公益社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久 様

全国家畜衛生職員会
会長 金子 文男

都道府県知事への要請に対するご支援について (依頼)

時下、貴職には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は全国家畜衛生職員会の業務に対し格別なご支援・ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

わが国の家畜衛生対策は農林水産省と都道府県が一体となった家畜防疫システムにより実施されており、都道府県の家畜衛生関係獣医師職員は、牛海綿状脳症に係る死亡牛の全頭検査に加え、口蹄疫やHPAIの監視対応等、畜産物の安全性を確保するための重大な使命を全うし、社会から大きな評価を得ています。

しかし、現状においては、その評価と職員に対する処遇に大きな隔たりがあると云わざるを得ません。

今後、こうした情勢に対応しつつ、家畜衛生施策の円滑・適切な遂行を図るうえで、適正な人員の確保と配置及び勤務条件の整備に関する予算の拡充並

びに家畜衛生教育の充実が不可欠であります。このことから都道府県知事への要請に対し、貴団体の傘下にあります都道府県市獣医師会長に別紙写しのとおり、当会都道府県支部長を通じてご支援の要請をいたしております。

つきましては、かかる要請内容の実現が図られますよう、貴職の特段なるご高配とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

写

24 全国家畜職第 27 号
平成 24 年 9 月 11 日

〇〇獣医師会長殿

全国家畜衛生職員会
会長 金子文男

家畜衛生関係獣医師職員の人員確保と処遇の改善 および施設整備予算の拡充等について（要請）

時下、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は全国家畜衛生職員会の業務に対し格別なご支援、ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、わが国の畜産業は集約的な大規模経営が見込まれる中、家畜衛生分野において家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の強化が求められています。

そのため昨年、家畜伝染病予防法が改正され、各都道府県知事には獣医師を採用し、必要な家畜防疫員の確保に務めるようにとの努力義務の規定が盛り込まれました。

しかしながら、家畜保健衛生所職員の処遇改善や労働環境の整備がすすんでいないこともあり、多くの都道府県では獣医師の採用に苦慮しているところがあります。

つきましては、このような情勢を踏まえ、都道府県に勤務する家畜衛生に携わる獣医師職員の処遇改善等に向け、特段のご高配とご尽力を賜り、別添要請書の内容の実現が図られますよう、よろしく願い申し上げます。

写

要 請 書

わが国の家畜衛生対策は、安全・安心な畜産物を安定供給すること等を目的に、家畜伝染病予防法及び家畜保健衛生所法などに基づいて行われてきました。

その様な中、平成 22 年に国内で発生した口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザは生産現場のみならず、地域経済にも大きな打撃を与えました。

幸いにも、発生県だけでなく国を挙げての防疫活動により、迅速な防圧が行われ、清浄化が図られたところ です。

しかし、経済活動が世界規模に拡大している中で、海外から伝染病が侵入する危険性はますます増大しております。そのため、防疫体制強化を主眼に家畜伝染病予防法が大幅に改正され、各都道府県知事に対して、獣医師を採用し必要な家畜防疫員の確保に務めるよう努力義務の規程が盛り込まれました。

また、昨年 3 月の東日本大震災での被災地や周辺地域における家畜衛生対策等には、いまだ関係者の多大な努力が続いております。

このような情勢のなか、家畜保健衛生所は生産現場との接点に位置しており、多様化する疾病に対して、高度な技術による的確な判断を行う獣医師職員を充実することが、国内畜産業の今後を左右すると言っても過言ではありません。

しかしながら、これだけの重責を担っているにもかかわらず、家畜保健衛生所の獣医師職員の職務内容に見合った処遇と、その労働環境の改善は遅々として進んでおりません。そのためもあり、多くの県では家畜衛生を担当する獣医師が不足し、その補充に苦慮しているところ です。

つきましては、国内の畜産業発展に不可欠な家畜衛生関係獣医師職員の人材確保のために、処遇制度と労働環境の改善について、下記の事項にご尽力を賜りますよう要請をいたします。

記

- 1 家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した処遇の改善
「給料調整額（調整数 3 以上）の確保」・「初任給調整手当の新設並びに増額」
- 2 家畜伝染病や人獣共通感染症関連業務に的確に対応できる組織力の強化と人員の確保
「獣医師職員確保の速やかな対応と代替職員確保のための施策の充実」
- 3 労働安全衛生法に準拠するバイオハザードに配慮した施設・機器整備及び保守管理・計画的更新への予算的措置の拡充

平成 24 年 9 月 11 日

全国家畜衛生職員会